

4 長崎県及び財団法人長崎県農業振興公社の業務執行に対する透明性等の確保を求める決議の提出

1) 県農林部諫早湾干拓室営農推進班において、入植に関する事前の事務である意向調査や入植相談などを行っており、当時の班長であった、松永証人は、「平成16年当時ぐらいからいきますと、ほとんど今回の応募で実際入植されたところとの接点というのは、どっかで持っているぐらいです。本当にあの時新規というよりも、それ以前からのいろいろなご相談は受けおりました。それで、当時の件数としてですね、はっきりした記憶はございませんけれども、やっぱり記録だけでも数十件はあったかと思います。説明会というのを行っておりますので、その時には、すべての経営体を対象に、実際お会いして、こちらから説明をするという形をとっておりますので、諫早室の営農推進班としては、ほぼ応募があった以上の経営体との接触は持っていたと思っております。」と証言している。

しかし、営農推進班の職員は、(財)長崎県農業振興公社との併任職員で、同公社職員として、応募者の調査及び点数評価を行うなど、実質的な審査も担当する立場にあり、入植審査者が入植希望者へ入植指導を行うことについては、公平・公正で客観的な審査を阻害することにもなりかねず、県の方針が透明性の観点から適切であったと認めることはできず、県民の非難を免れることはできない。

2) さらに、㈱T・G・Fの設立に際しては、農地の借用申請や農業生産法人のあり方などについて、相談を受け、県農業会議も含め幾度となく対応しているが、通常、農地の借用に当たっては、所管する農業委員会に申請するものであり、事実、県と同席していた長崎市農業委員会の職員からは、申請先である大村市農業委員会を訪ねるよう指導されているが、実際には、㈱T・G・Fの設立後まで赴くことはなく、県・県農業会議への相談を繰り返している。

3) 加えて、ながさき「食と農」支援事業の採択事務において、12月に書類は整っており、申請者から早急な事務処理を求められていたにもかかわらず、他の申請者に合わせて2月まで引き伸ばし、採択の決裁を行っているが、当該年度の申請件数は2件で、両方採択することは可能であったことから、必ずしも、2件を同時に決定する必要はないものである。

また、他方の申請者の審査の際に、1回目は審査委員会を開催して審査しているものの、2回目は審査委員会を開催することなく、書類を委員に送付し検討結果を返信してもらう方法で、審査に代えている。

さらに、渡辺証人や濱本証人によると、決裁権限は農林部長にあるが、知事に報告したところ、「評価が高かった申請者については、既にアグリビジネスで成功し、過去に1回、知事特認ということで補助を受けており、同じところに2度やるのは趣旨と違うのではないか。広く、県として補助するなら特定のところに集中してやるのはおかしいと指摘され、農林部内で再度検討の結果、不採択とした。」と証言しており、審査委員会に諮ることも無く、農林部内において数時間の検討でそれまでの結果を覆している。

4) また、(財)長崎県農業振興公社においては、諫早湾干拓地の入植応募者の審査に当たって選考委員会を設置、評価基準を作成し、点数化して応募者の評価を行うこととしていたが、その評価基準及び点数配分については、当初は、選考委員会で決定されているものの、後日、事務方の評価チームにより、点数配分等が修正され、選考委員会にかけることなく、変更後の配分で評価が行われてしまっている。

しかも、その後開かれた、選考委員会の冒頭で点数配分等の変更は承認され、すでに変更後の評価基準で行われた評価で、審査が行われている。

加えて、木村証人の証言によると、「選考資料を作成していただくのは事務局でございます。選考の原案という資料をつくる、それをもって一つひとつの検討をいたしましたので、そういう意味では事務局でございます。」とあるものの、実際には「原案を事務局から出されて、原案を根本からひっくり返すとか、大きな修正をするとかということはなかった。」と証言されており、事務局作成の案がそのまま採用されている実態からは、提案された内容に対して委員会でどの程度、審査されていたのか疑問であり、単に追認するだけで委員会の審査自体が形骸化していたのではないかと、推察される。

換言すると、事務方の主導により入植者が決定されたと言わざるを得ない。

さらに、実際の応募者の評価においては、2名を1班とする3つの班で行うとして、2名で調査に赴き、まず、(財)長崎県農業振興公社の嘱託職員が点数を付け、その後、もう1名と打ち合わせを行い、その後、全体会で調整することとしていた。

しかし、(従事者T・G・F)を担当した班(以下「3班」という)は、他の班に比べて評価すべき件数は少ないにもかかわらず、1名での採点を行つただけで、打ち合わせを行わず、全体会に提出されている。

その結果、3班が受け持った16件のうち13件が評価点の変更されており(他の班は5件、12件)、他の班の修正点は2点以内であるのに対し、3点以上の変更が11件もあり、5点の変更を行っているものも2件ある。

また、3班では、同一班の調査員においても証言の食い違いが複数あり、評価点数に影響する販売先との契約書に類する書面の存在について、「見ておりません。」との証言に対し、「契約書じやないんですが、カルビーとの販売についての、名前は忘れましたが、文面は忘れましたが、確約書みたいのはありました。それは見ました。」との証言があることや、諫早湾干拓農地借受申出書の添付書類の送付については、「私は諫早の公社の方にも書類は一式送っていたと思います。」との証言に対し、「実は、諫早事務所には、そのコピーはありませんでした。」という証言が得られている。

さらに、選考調査票のすり合わせができなかつた理由については、「少し片方が忙しくて、調整できなかつた。」、「事前に相談を受け、するように言ったが、平山証人の場合には抱えている別の業務等で当日までにできていない現状だった。」、「どういうわけかよく覚えていないですが、10月24日当日にしか島田さんからもらえなかつた。」、「確かに忙しかつたと、言ったかもしれませんけども、どういうふうに忙しかつたかもちょっと記憶にございませんが、島田さんのあのが遅れて、調整できなかつた。」と、明確な理由は示されなかつた。

以上のように、平山豊氏は、上司（松永参事）から出された指示に対し、評価の擦り合わせ、資料の配布等を行わず、また、評価事務処理途中で松永参事から出された、「21日と思うが、こちらから進捗状況を確認、できていないとのことでやるように指示。」に対しても従わず、結果、調整が行われていない点数が全体会に提出される事態を生じさせているが、このことは、職員個人の問題にとどまらず、組織として、十分な執行体制が取られていなかつたことによるものと思われる。

さらには、選考委員会や評価チームの打ち合わせの際に、議事録等これに類するものは一切残されていない。

特に、選考委員会においては、情報の漏洩を防ぐためとして会議録を作成しないことを委員会で定めているのである。

もちろん情報漏洩の防止は大変重要なことであるが、会議録の作成自体が情報の漏洩につながるものではなく、より重要な、会議の内容を残すことにより、将来への禍根をなくすという効用を重要視すべきだったと考える。

また、調査者が入植応募者と面談した際の記録等にも存在しないものがあり、これらのこととは、委員会での真実の究明を阻害する一因ともなっている。

これらのことから、長崎県農林部においては、入植事業に臨んで、審査

を行う職員に対し、募集前や審査後に当該応募者との接触を許し、事務処理の遅滞を生じさせ、また、㈱T・G・Fの設立・入植に対し、過度とも思える関与を行うなど、公正・公平な事務を行っていたとは言い難いものである。

また、(財)長崎県農業振興公社においても、選考委員会を軽視したような事務処理が行われており、入植者選考の根幹となる点数評価についても、ルールが遵守されず、全体会での評価点の調整のあり方にも疑問が呈されるなど、透明性を欠く事務処理となっている。

平成25年3月には、諫早湾干拓地のリース期限が満了し、更新の事務を行うこととなっており、県農林部・(財)長崎県農業振興公社においては、今後の更新事務等において、客観性・透明性を確保するための業務執行体制を検討し、公正・公平な事務処理に努めることを強く求めるものである。

よって、本特別委員会は、長崎県及び(財)長崎県農業振興公社に対し、下記内容の決議を行う動議を提出することを決定した。

長崎県及び財団法人長崎県農業振興公社の業務執行に対する
透明性等の確保を求める決議（案）

1) 県農林部諫早湾干拓室営農推進班において、入植に関する事前の事務である意向調査や入植相談などを行っており、当時の班長であった、松永証人は、「平成16年当時ぐらいからいきますと、ほとんど今回の応募で実際入植されたところとの接点というの、どっかで持っているぐらいです。本当にあの時新規というよりも、それ以前からのいろいろなご相談は受けておりました。それで、当時の件数としてですね、はっきりした記憶はございませんけれども、やっぱり記録だけでも数十件はあったかと思います。説明会というのを行っておりますので、その時には、すべての経営体を対象に、実際お会いして、こちらから説明をするという形をとっておりますので、諫干室の営農推進班としては、ほぼ応募があった以上の経営体との接触は持っていたと思っております。」と証言している。

しかし、営農推進班の職員は、(財)長崎県農業振興公社との併任職員で、同公社職員として、応募者の調査及び点数評価を行うなど、実質的な審査も担当する立場にあり、入植審査者が入植希望者へ入植指導を行うことについては、公平・公正で客観的な審査を阻害することにもなりかねず、県の方針が透明性の観点から適切であったと認めることはできず、県民の非難を免れることはできない。

2) さらに、㈱T・G・Fの設立に際しては、農地の借用申請や農業生産法人のあり方などについて、相談を受け、県農業会議も含め幾度となく対応しているが、通常、農地の借用に当たっては、所管する農業委員会に申請するものであり、事実、県と同席していた長崎市農業委員会の職員からは、申請先である大村市農業委員会を訪ねるよう指導されているが、実際には、㈱T・G・Fの設立後まで赴くことはなく、県・県農業会議への相談を繰り返している。

3) 加えて、ながさき「食と農」支援事業の採択事務において、12月に書類は整っており、申請者から早急な事務処理を求められていたにもかかわらず、他の申請者に合わせて2月まで引き伸ばし、採択の決裁を行っているが、当該年度の申請件数は2件で、両方採択することは可能であったことから、必ずしも、2件を同時に決定する必要はないものである。

また、他方の申請者の審査の際に、1回目は審査委員会を開催して審査しているものの、2回目は審査委員会を開催することなく、書類を委員に送付し検討結果を返信してもらう方法で、審査に代えている。

さらに、渡辺証人や濱本証人によると、「評価が高かった申請者については、既にアグリビジネスで成功し、過去に1回、知事特認ということで補助を受けており、同じところに2度やるのは趣旨と違うのではないか。広く、県として補助するなら特定のところに集中してやるのはおかしいと指摘され、農林部内で再度検討の結果、不採択とした。」と証言しており、審査委員会に諮ることも無く、農林部内において数時間の検討でそれまでの結果を覆している。

4) また、(財)長崎県農業振興公社においては、諫早湾干拓地の入植応募者の審査に当たって選考委員会を設置、評価基準を作成し、点数化して応募者の評価を行うこととしていたが、その評価基準及び点数配分については、当初は、選考委員会で決定されているものの、後日、事務方の評価チームにより、点数配分等が修正され、選考委員会にかけることなく、変更後の配分で評価が行われてしまっている。

しかも、その後開かれた、選考委員会の冒頭で点数配分等の変更は承認され、すでに変更後の評価基準で行われた評価で、審査が行われている。

加えて、木村証人の証言によると、「選考資料を作成していただくのは事務局でございます。選考の原案という資料をつくる、それをもって一つひとつの検討をいたしましたので、そういう意味では事務局でございます。」とあるものの、実際には「原案を事務局から出されて、原案を根本からひっくり返すとか、大きな修正をするとかということはなかった。」と証言されており、事務局作成の案がそのまま採用されている実態からは、提案された内容に対して委員会での程度、審査されていたのか疑問であり、単に追認するだけで委員会の審査自体が形骸化していたのではないかと、推察される。

換言すると、事務方の主導により入植者が決定されたと言わざるを得ない。

さらに、実際の応募者の評価においては、2名を1班とする3つの班で行うとして、2名で調査に赴き、まず、(財)長崎県農業振興公社の嘱託職員が点数を付け、その後、もう1名と打ち合わせを行い、その後、全体会で調整することとしていた。

しかし、係T・G・Fを担当した班(以下「3班」という)は、他の班に比べて評価すべき件数は少ないにもかかわらず、1名での採点を行っただけで、打ち合わせを行わず、全体会に提出されている。

その結果、3班が受け持った16件のうち13件が評価点の変更されており(他の班は5件、12件)、他の班の修正点は2点以内であるのに対し、3点以上の変更が11件もあり、5点の変更を行っているものも2件ある。

また、3班では、同一班の調査員においても証言の食い違いが複数あり、評価点数に影響する販売先との契約書に類する書面の存在について、「見ておりません。」との証言に対し、「契約書じやないんですが、カルビーとの販売についての、名前は忘れましたが、文面は忘れましたが、確約書みたいなのはありました。それは見ました。」との証言があることや、諫早湾干拓農地借受申出書の添付書類の送付については、「私は諫早の公社の方にも書類は一式送っていたと思います。」との証言に対し、「実は、諫早事務所には、そのコピーはありませんでした。」という証言が得られている。

さらに、選考調査票のすり合わせができなかつた理由については、「少し片方が忙しくて、調整できなかつた。」、「事前に相談を受け、するように言ったが、平山証人の場合には抱えている別の業務等で当日までにできていない現状だつた。」、「どういうわけかよく覚えていないですが、10月24日当日にしか島田さんからもらえなかつた。」、「確かに忙しかつたと、言ったかもしれませんけども、どういうふうに忙しかつたかもちょっと記憶にございませんが、島田さんのあがが遅れて、調整できなかつた。」と、明確な理由は示されなかつた。

以上のように、平山豊氏は、上司(松永参事)から出された指示に対し、評価の擦り合わせ、資料の配布等を行はず、また、評価事務処理途中で松永参事から出された、「21日と思うが、こちらから進捗状況を確認、できていないとのことでやるように指示。」に対しても従わず、結果、調整が行われていない点数が全体会に提出される事態を生じさせているが、このことは、職員個人の問題にとどまらず、組織として、十分な執行体制が取られていなかつたことによるものと思われる。

さらには、選考委員会や評価チームの打ち合わせの際に、議事録等これに類するものは一切残されていない。

特に、選考委員会においては、情報の漏洩を防ぐためとして会議録を作成し

ないことを委員会で定めているのである。

もちろん情報漏洩の防止は大変重要なことであるが、会議録の作成自体が情報の漏洩につながるものではなく、より重要な、会議の内容を残すことにより、将来への禍根をなくすという効用を重要視すべきだったと考える。

また、調査者が入植応募者と面談した際の記録等にも存在しないものがあり、これらのこととは、委員会での真実の究明を阻害する一因ともなっている。

これらのことから、長崎県農林部においては、入植事業に臨んで、審査を行う職員に対し、募集前や審査後に当該応募者との接触を許し、事務処理の遅滞を生じさせ、また、㈱T・G・Fの設立・入植に対し、過度とも思える関与を行うなど、公正・公平な事務を行っていたとは言い難いものである。

また、(財)長崎県農業振興公社においても、選考委員会を軽視したような事務処理が行われており、入植者選考の根幹となる点数評価についても、ルールが遵守されず、全体会での評価点の調整のあり方にも疑問が呈されるなど、透明性を欠く事務処理となっている。

平成25年3月には、諫早湾干拓地のリース期限が満了し、更新の事務を行うこととなっており、県農林部・(財)長崎県農業振興公社においては、今後の更新事務等において、客観性・透明性を確保するための業務執行体制を検討し、公正・公平な事務処理に努めることを強く求めるものである。

以上、決議する。

5 金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）及び谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等に係る対応を非難する声明の提出

1) 金子原二郎氏については、まず、入植応募者は募集締切の翌日に知ったと当時の記者会見の場で発言しているが、実際には、㈱T・G・Fの入植については、娘から聞いて知ったという新聞記事があることから募集締切前に知っていたものと考えられることや、渡辺証人の「第4回選考委員会の情報を事前に報告していた。」との証言から、㈱T・G・Fの入植の経過については、承知しうる立場にあったのみならず、関心を持っていたものと十分推察できる。

また、娘婿が新しく設立し、娘も役員となっている企業が、諫早湾干拓地への入植に応募したことを知り、「まずい」と思ったと新聞記事にはあるが、その後、嫁ぎ先の会社の経営に口出しできないなどとして、そのまま放置した結果、身内の会社が入植を果たすこととなった。

さらに、ながさき「食と農」支援事業においては、事前の審査委員会で高評価であった事業者が、最終の知事レクによって不採択となる経過を辿っているが、報告を受けていないにもかかわらず、その事業者の過去の補助の状況を知っていたり、当該事業者が周囲から㈱T・G・Fへの協力要請を受けていたことなどの実態が明らかとなつた。

2) 一方、谷川弥一氏については、まず、㈱谷川建設から連なる系列の会社の経営には、関与していないとの谷川喜一氏からの証言はあるが、入植時に当初設立を企図していた㈱谷川農場（仮称）には、役員として名を連ねている。

これについて、谷川喜一証人は、「通常の商業法人をつくる中での親族企業の在り方で構成されてあったというふうに思いますので、そういった認識がありました。」と証言しているが、このことは、親族会社に谷川弥一氏が入ることを想定していることになり、経営に関与していないとの証言に疑念を抱かせるものである。

次に、長崎県農業改良普及センターに対して行った営農相談の記録にオリーブ等について会長に相談するとの記載があることが明らかになった。

当時、会長といえば谷川弥一氏を指すものであるが、これに対し、谷川喜一氏は、「あくまでも社長である自分と相談を行った。」との証言をしているものの、証言より記録の信憑性が高いと言わざるを得ない。

さらに、㈱T・G・Fの入植が記事になると、「取締役をやめさせる。」や「当初は入植者が少なかったため、失敗させたらいけないと思い申し込

んだ。」という発言の新聞記事があるなど、㈱T・G・Fへの関与は明らかであり、入植に大きな関心を寄せていたことは疑う余地がない。

加えて、谷川喜一証人の、「谷川代議士の元秘書である山下氏に依頼して、農林水産省の職員を紹介してもらい、その職員からカルビーポテトを紹介してもらった。」との証言があり、これに対し、山下証人は、「カルビーの件で、谷川喜一氏から相談を受けた記憶はない。」と証言し、両者の意見は一致を見ないが、依頼を行ったことを認めている発言は、谷川弥一氏の関与を色濃くするものである。

3) さらに両者の存在があったからこそと考えられる疑惑として、第1に㈱T・G・Fの設立や借地の申請にかかる相談を所管市の農業委員会ではなく、県農業会議や県に対して行っていること。

第2に関係者の証言や提出された資料からは、㈱T・G・Fの各種申請等の内容に虚偽と認めざるを得ない記載があるにもかかわらず、特に問題とすることもなく認定等が行われていること。

第3に認定等にかかる事務について、大村市農業委員会や大村市において異例の速さで事務処理が行われていること等も明らかとなつた。

なぜ、㈱T・G・Fの各種申請等に絡んで、異例とも思われるような処理が公的機関で行われたのかについて、その真相を究明するまでには至らなかつたが、当時の権力者である農林水産大臣政務官であった谷川衆議院議員の存在、並びに、当時の県の農林行政の最高責任者である長崎県知事であった金子参議院議員の存在とともに、さらには、両者が姻戚関係にあるといったことが、事務方をして、圧力を感じさせていたことが影響しているものと、推察できるところであり、国会でも取り上げられたことも含め、一般的に疑惑を拭い去ることはできないものである。

4) こうしたことから、金子原二郎氏においては、当時の長崎県知事という立場を考えると、これだけ多大な国費や県費を投じてなされた諫早湾干拓事業を成功させるために、有望でかつ有能な農業者の入植を優先させるべきであり、本来、身内に対して、一般より厳しい態度で接すべきであった。

しかしながら、本人の身内の入植申し込みに対し、「まずい」と思いながらこれを放置し、入植選定の事務を進めさせたことは、本当に「まずい」と思ったのか、県民に知られなければそれでよしとし、あるいは、逆にうまく入植できれば、との思いがあったのかは、推測の限りではないが、しかし、莫大な公費を投入するなか、本県の農業振興のあり方として画期的な大規模農業を実践するものとして、県民期待の事業であり、それを担う選ばれた経営体としては、本来は、農業のみで成り立つべきものであり、

生産性を高め、農業収入を上げることで、本県農業の牽引役としての役割を期待されているものであることを考慮すると、かかる、身内に甘い対応は、県民の利益・信頼よりも身内の企業の利益を優先させるものとして、県民の怒りや非難を免れるものではない。

一方、谷川弥一氏においては、身内の法人である㈱T・G・Fを設立させ、入植させるということに関与したということは、これまでの証言等から疑いのないところである。

当時、農林水産大臣政務官という諫早湾干拓事業に大きな影響をもたらす立場にあり、公平・公正に事業を推進するという職責を果たすべきにも拘らず、自身の身内に利益をもたらさんとするかのものとして、県民感情からして容認することができないのみならず、金子原二郎氏と同様、その姿勢は、非難されるべきものである。

5) これらのことから、本委員会は両名に対し、証人として出頭を要請する必要があるものと判断し、出頭請求を行ったものであるが、両名ともに不出頭の届けがなされ、出頭に応じなかった。

その理由において、両名とも同様に「他の証人の証言等により自分の潔白は立証されていること」、「委員会の運営が公平・公正でないこと」を挙げている。

第1の理由は、被請求者が自らの判断で出頭の必要は無いとしたものであるが、これが認められるのであれば、委員会において必要性を認め決定した出頭請求であっても、被請求者が不要であると主張するだけで、すべてを無効とすることが可能となり、地方自治法第100条の権限を与えられた委員会は、真相究明の手段を失い、形骸化してしまうものである。

また、第2の理由については、一度も当委員会に出席しておらず、事実を認知することもなく非難だけを行っているに過ぎないものである。

よって、本委員会は、当該理由が正当な理由に当たらないとして告発を行うことを決定し、その後、再度、出頭を求めたが、これについても、前と同様の理由により出頭を拒否した。

これにより、2度にわたる、委員会としての決定、議会の議決を行うこととなり、結果、2度の刑事告発を行ったところであり、現在、国会議員という立場にある者として、まことに異例の事態となった。

地方自治の両輪のトップである知事・議長として、地方自治に携わったものが、諫早湾干拓事業の入植者選定に関する調査のため適正な事務のもと行われた百条委員会を無視し、踏みにじるような姿勢を持つということは、法に照らした制度や審議を毀損し、また、真相を究明すべきとする県

民の期待を裏切るものとして到底許されるものではなく、委員会に出席して主張することこそが、両名に対し、県民から強く求められていたことからしても、このように不遜な自己の主張のみに基づく、一方的な行為については、当委員会として断固、抗議せざるを得ない。

本来、国家の重責を担う公人として、また、当時、諫早湾干拓事業の本県における責任ある立場にいた者として、堂々と出頭して証言をすべきにもかかわらず、正当な理由もなく、出頭を拒否することは、まことに遺憾の極みであり、このことにより、真相究明を困難にし、かえって、疑惑が深まることとなり、本委員会としては、他の証言から得られた事実や提出された資料により、推察せざるを得ない結果となったものである。

よって、本特別委員会は、金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）及び谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の㈱T・G・Fの入植等にかかる対応を非難する声明にかかる動議を提出することを決定した。

金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）及び谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等にかかる対応を非難する声明（案）

1) 金子原二郎氏については、まず、入植応募者は募集締切の翌日に知ったと当時の記者会見の場で発言しているが、実際には、㈱T・G・Fの入植については、娘から聞いて知ったという新聞記事があることから募集締切前に知っていたものと考えられることや、渡辺証人の「第4回選考委員会の情報を事前に報告していた。」との証言から、㈱T・G・Fの入植の経過については、承知しうる立場にあったのみならず、関心を持っていたものと十分推察できる。

また、娘婿が新しく設立し、娘も役員となっている企業が、諫早湾干拓地への入植に応募したことを知り、「まずい」と思ったと新聞記事にはあるが、その後、嫁ぎ先の会社の経営に口出しできないなどとして、そのまま放置した結果、身内の会社が入植を果たすこととなった。

さらに、ながさき「食と農」支援事業においては、事前の審査委員会で高評価であった事業者が、最終の知事レクによって不採択となる経過を辿っているが、報告を受けていないにもかかわらず、その事業者の過去の補助の状況を知っていたり、当該事業者が周囲から㈱T・G・Fへの協力要請を受けていたことなどの実態が明らかとなつた。

2) 一方、谷川弥一氏については、まず、㈱谷川建設から連なる系列の会社の経

當には、関与していないとの谷川喜一氏からの証言はあるが、入植時に当初設立を企図していた瀬谷川農場(仮称)には、役員として名を連ねている。

これについて、谷川喜一証人は、「通常の商業法人をつくる中での親族企業の在り方で構成されてあったというふうに思いますので、そういう認識がありました。」と証言しているが、このことは、親族会社に谷川弥一氏が入ることを想定していることになり、経営に関与していないとの証言に疑念を抱かせるものである。

次に、長崎県農業改良普及センターに対して行った営農相談の記録にオリーブ等について会長に相談するとの記載があることが明らかになった。

当時、会長といえば谷川弥一氏を指すものであるが、これに対し、谷川喜一氏は、「あくまでも社長である自分と相談を行った。」との証言をしているものの、証言より記録の信憑性が高いと言わざるを得ない。

さらに、瀬T・G・Fの入植が記事になると、「取締役をやめさせる。」や「当初は入植者が少なかったため、失敗させたらいけないと想い申し込んだ。」という発言の新聞記事があるなど、瀬T・G・Fへの関与は明らかであり、入植に大きな関心を寄せていたことは疑う余地がない。

加えて、谷川喜一証人の、「谷川代議士の元秘書である山下氏に依頼して、農林水産省の職員を紹介してもらい、その職員からカルビーポテトを紹介してもらった。」との証言があり、これに対し、山下証人は、「カルビーの件で、谷川喜一氏から相談を受けた記憶はない。」と証言し、両者の意見は一致を見ないが、依頼を行ったことを認めている発言は、谷川弥一氏の関与を色濃くするものである。

3) さらに両者の存在があったからこそと考えられる疑惑として、第1に瀬T・G・Fの設立や借地の申請にかかる相談を所管市の農業委員会ではなく、県農業会議や県に対して行っていること。

第2に関係者の証言や提出された資料からは、瀬T・G・Fの各種申請等の内容に虚偽と認めざるを得ない記載があるにもかかわらず、特に問題とすることもなく認定等が行われていること。

第3に認定等にかかる事務について、大村市農業委員会や大村市において異例の速さで事務処理が行われていること等も明らかとなった。

なぜ、瀬T・G・Fの各種申請等に絡んで、異例とも思われるような処理が公的機関で行われたのかについて、その真相を究明するまでには至らなかつたが、当時の権力者である農林水産大臣政務官であった谷川衆議院議員の存在、並びに、当時の県の農林行政の最高責任者である長崎県知事であった金子参議院議員の存在とともに、さらには、両者が姻戚関係にあるといったことが、事務方をして、圧力を感じさせていたことが影響しているものと、推察できるところであり、国会でも取り上げられたことも含め、一般的に疑惑を拭い去るこ

とはできないものである。

- 4) こうしたことから、金子原二郎氏においては、当時の長崎県知事という立場を考えると、これだけ多大な国費や県費を投じてなされた諫早湾干拓事業を成功させるために、有望でかつ有能な農業者の入植を優先させるべきであり、本来、身内に対して、一般より厳しい態度で接すべきであった。

しかしながら、本人の身内の入植申し込みに対し、「まずい」と思いながらこれを放置し、入植選定の事務を進めさせたことは、本当に「まずい」と思ったのか、県民に知られなければそれでよしとし、あるいは、逆にうまく入植できれば、との思いがあったのかは、推測の限りではないが、しかし、莫大な公費を投入するなか、本県の農業振興のあり方として画期的な大規模農業を実践するものとして、県民期待の事業であり、それを担う選ばれた経営体としては、本来は、農業のみで成り立つべきものであり、生産性を高め、農業収入を上げることで、本県農業の牽引役としての役割を期待されているものであることを考慮すると、かかる、身内に甘い対応は、県民の利益・信頼よりも身内の企業の利益を優先させるものとして、県民の怒りや非難を免れるものではない。

一方、谷川弥一氏においては、身内の法人である㈱T・G・Fを設立させ、入植させるということに関与したということは、これまでの証言等から疑いのないところである。

当時、農林水産大臣政務官という諫早湾干拓事業に大きな影響をもたらす立場にあり、公平・公正に事業を推進するという職責を果たすべきにも拘らず、自身の身内に利益をもたらさんとするかのものとして、県民感情からして容認することができないのみならず、金子原二郎氏と同様、その姿勢は、非難されるべきものである。

- 5) これらのことから、本委員会は両名に対し、証人として出頭を要請する必要があるものと判断し、出頭請求を行ったものであるが、両名ともに不出頭の届けがなされ、出頭に応じなかった。

その理由において、両名とも同様に「他の証人の証言等により自分の潔白は立証されていること」、「委員会の運営が公平・公正でないこと」を挙げている。

第1の理由は、被請求者が自らの判断で出頭の必要は無いとしたものであるが、これが認められるのであれば、委員会において必要性を認め決定した出頭請求であっても、被請求者が不要であると主張するだけで、すべてを無効とすることが可能となり、地方自治法第100条の権限を与えられた委員会は、真相究明の手段を失い、形骸化してしまうものである。

また、第2の理由については、一度も当委員会に出席しておらず、事実を認知することもなく非難だけを行っているに過ぎないものである。

よって、本委員会は、当該理由が正当な理由に当たらないとして告発を行う

ことを決定し、その後、再度、出頭を求めたが、これについても、前と同様の理由により出頭を拒否した。

これにより、2度にわたる、委員会としての決定、議会の議決を行うこととなり、結果、2度の刑事告発を行ったところであり、現在、国会議員という立場にある者として、まことに異例の事態となった。

地方自治の両輪のトップである知事・議長として、地方自治に携わったものが、諫早湾干拓事業の入植者選定に関する調査のため適正な事務のもと行われた百条委員会を無視し、踏みにじるような姿勢を持つということは、法に照らした制度や審議を毀損し、また、真相を究明すべきとする県民の期待を裏切るものとして到底許されるものではなく、委員会に出席して主張することこそが、両名に対し、県民から強く求められていたことからしても、このように不遜な自己の主張のみに基づく、一方的な行為については、本県議会としても断固、抗議せざるを得ない。

本来、国家の重責を担う公人として、また、当時、諫早湾干拓事業の本県における責任ある立場にいた者として、堂々と出頭して証言をすべきにもかかわらず、正当な理由もなく、出頭を拒否することは、まことに遺憾の極みであり、このことにより、真相究明を困難にし、かえって、疑惑が深まるこことなり、本県議会としては、他の証言から得られた事実や提出された資料により、推察せざるを得ない結果となったものである。

6 大村市農業委員会及び大村市並びに諫早市農業委員会、諫早市の事務処理に係る所見

Ⅷ 1 1) でも述べたとおり、「農業経営基盤強化促進事業申出書」の農業従事に関する記載については、虚偽の内容となっている。

また、通常、農業生産法人と認知されるまでには、2ヶ月～1年程度かかるが、㈱T・G・Fは「農業経営基盤強化促進事業申出書」を平成19年2月12日付けで提出すると、2月27日に承認、3月9日に公告されるというスケジュールで進んでおり、提出してから承認されるまで、わずか2週間強、公告まで含めても1ヶ月弱で事務処理が終了しており、異例の速さとなっている。

次に、「農業経営改善計画認定申請書」には、諫早湾干拓地の農地取得が、取得面積も60haと明示された状態で記載され、あたかも入植が決定しているかのごとき記載となっており、記載内容は、あくまでも5年後の計画であるとは言え、実現の可能性については検討が必要だったと考える。

また、8月21日付で作成し、諫早市に提出後、大村市に提出した申請書においても、谷川喜一氏の農業従事日数年間見通し90日、谷川富貴氏は150日とされており、前述した、谷川喜一氏の勤務状況、谷川富貴氏が妊婦であることから、実現不可能としか思えない数字が羅列されている。

さらに、平成19年6月18日に大村市に申請され、6月20日で受理された農業経営改善計画認定申請書が、6月21日に起案され、同日付で決裁、認定されている。

この時は20件の申請に対する処理がなされているが、中には、6月20日申請分が2件含まれており、㈱T・G・Fの案件のみの手続きが早いわけではなく、審査会の前日に申請されているものもあるが、審査会の直前に受け付けたものを直ちに審査会に上げ、認定審査を行うという事務処理のあり方が適正であるか疑問の残るところである。

また、諫早市農業委員会に8月21日に提出した農業経営改善計画認定申請書と同じ内容に修正した申請書を8月23日に大村市に提出しているが、申請日及び受付日が当初の申請時と同じ日付で整理されており、6月21日で決裁された「農業経営改善計画認定申請書」に不合理な内容があったことが推測され、これを無視して決裁されたことに、疑問が残る

これら2件の申請においては、申請から認定等までに事務処理の速さや、修正申請書の受け付け方など、事務処理の異例さが目立ち、疑問の残る事務処理が行われている。

また、申請内容について、虚偽と認められる内容も含まれているにもかかわらず、問題になることなく承認されていることから、申請書の審査も内容を鵜呑みにし、形骸化したものとなっていると指摘せざるを得ない。

これらの、審査に当たって、直接の圧力はなかったと証言がなされているが、その事務処理の異例さや審査の形骸化等について合理的な説明はなく、その証言の信用性は認められなかつた。

これは、谷川弥一氏・金子原二郎氏の存在があつたことが影響したものと疑われるものである。

よつて、今後、大村市農業委員会及び大村市に対し、更なる事務処理の公平・公正を確保し、申請に対する内容審査に、より慎重な対応を求めるものである。

また、今回、審査に多くの時間は割かれなかつたが、諫早市農業委員会及び諫早市においても、~~㈱~~T・G・Fから同様の申請がなされ、認定等がなされていることから、諫早市農業委員会及び諫早市に対しても内容審査に、より慎重な対応を求めるものである。

7 財団法人長崎県農業振興公社の債権管理及び運営状況に係る所見

本委員会の審査の過程において、(財)長崎県農業振興公社の運営については、平成24年3月末現在で、リース料の滞納が、1,700万円強あることが判明した。

現在のリース料は、当初設定の2万円から減額し、1万5千円としているが、平成25年度からは当初設定額に戻す予定であるとされている。

現在は、リース料収入に県からの借り入れを合わせて、(財)長崎県農業振興公社の借入金の返済に充てているが、リース料改定後においても平成30年度からは、(財)長崎県農業振興公社の返済のために、新たに県からの借り入れが必要となっている。

このように滞納が続くようであれば、今後の償還計画にも影響を及ぼしかねない状況であり、平成23年度包括外部監査の際にも指摘を受けているものである。

今後、リース料の改定がスムーズに実施されるのか、改定された場合でも、リース料の回収が滞ることがないか不安要素は払拭できない。

しかしながら、(財)長崎県農業振興公社においては、かかる不安要素を抱えながら、また、来年度は再設定(リースの更新)の時期を迎えるにもかかわらず、入植者の経営状況などの把握もしておらず、直面する問題に真剣に取り組む姿勢があるのか疑問である。

農林部長((財)長崎県農業振興公社副理事長)は、本委員会において、「特にリース料の未納というものにつきましては、利用の継続の判断基準として持っていきたい。」との発言があったが、入植者の経営状況や営農意欲等の十分な把握を通じて、莫大な税金を投入して造成された諫早湾干拓地にあって、適正なリース料の設定と、債権の回収を行うことはもとより、入植者の今後の更新等に当たっては、厳正な対応が必要である。

また、超長期となる弁済については、収入の確保、適正な経費の見積もりなどによる確実な返済計画が必要であり、そのためには、貸付の枠組みそのものに対する再考はもとより、(財)長崎県農業振興公社のあり方も含めた諫早湾干拓地の営農にかかる推進体制と方策等を検証する必要がある。

IX 本委員会としての中間報告

県議会・県政改革特別委員会での審査の中で、手続きの不透明さが問題となり、設置された、地方自治法第100条の権限を付託された「諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会」は、平成23年9月12日に第1回の委員会を開催して以来、10ヵ月にわたり、24回開催し、参考人、証人の招致は、延111人を数えた。

しかし、その証人のうち延37名には出頭していただくことが叶わず、延27名を告発せざるを得ない結果となっている。

真実の探求のために地方自治法第100条の権限を付託された本委員会ではあるが、証人の出頭や記録の提出について、罰則規定はあるものの、一度、先方が出頭や提出を拒否する態度に出ると、強制的に実現させる手段を持ち得ないことも事実であり、真実の探求という面では、なお、高い壁が存在する。

これにより、最も重要な人物を出頭させることもできない状況であり、委員会の判断もそれまでに出席された証人等の発言や記録から考察するしかなく、すべての真相を究明するところまでには至っておらず、まことに遺憾である。

しかしながら、多角的な視点から、多数の関係書類の徴求や、多様な証人の証言を求めるなどを通じて、多岐にわたる事実関係を明らかにしつつ、予断を持たず慎重に諫早湾干拓事業における入植者選定に関する当時の状況を解明していく。

その結果、㈱T・G・Fの各種申請等の内容に虚偽と認定される記載があること、認定等にかかる事務について、大村市農業委員会や大村市において異例の速さで事務処理が行われていること、さらには、谷川喜一氏の証言が虚偽であること等が明らかになった。

また、㈱T・G・Fの各種申請等に絡んで、異例とも思われるような処理が公的機関で行われたのかについて、その真相を究明するまでには至っていないが、当時の権力者である農林水産大臣政務官であった谷川衆議院議員の存在、並びに、当時の県の農林行政の最高責任者である長崎県知事であった金子参議院議員の存在とともに、さらには、両者が姻戚関係にあるといった

ことが、事務方をして、圧力を感じさせていたことが影響していたのではないかとの疑念を表明するものである。

加えて、(財)長崎県農業振興公社における入植選定業務においても、評価基準の決定に至る過程や、評価のやり方に疑問を呈さざるを得ない内容があり、㈱T・G・Fの設立から入植に至るまでの全体を通して、㈱T・G・Fの入植ありきではなかったのかとの疑念がより明らかになった。

よって、関係した機関においては、今後、かかる疑惑を受けることがないよう、常に適正で公正・公平な事務に努めるよう求めるものである。

本委員会としては、今後も、更なる真相の究明を目指して、審査を進めてまいります。

